

Planet 衛星画像データライセンス使用同意書

Planet Labs Netherlands B.V. (以下「Planet」) が所有権を有し、株式会社衛星ネットワーク (以下「SNET」) が配布する衛星画像データ (以下「画像データ」) に関し利用者は以下に同意する。本同意書は利用者が画像データを利用する際に遵守すべき最低限の内容を記述したものである。

1. 本同意書は、利用者が画像データを入手したと同時に発効する。
2. 利用者は、利用者と SNET 間で書面により特段の合意がなされない限り、本同意書を遵守する義務を負うこととする。
3. 用語の定義
 - 内部利用：利用者が所属する一の民間企業、一のプロジェクトまたは一の国及び地方レベルの公的機関の内部での利用をいう。
 - 付加価値製品：画像データから作製・開発された製品または情報で画像データを含む製品をいう。
 - 派生製品：画像データから作製・開発された製品または情報で画像データを含まず、画像データに戻すことが不可能な製品をいう。
 - これら製品：画像データ、付加価値製品及び派生製品を総称した製品をいう。
4. 利用者は SNET からの要請があった場合には、全ての画像データ及び付加価値製品を消去または返却する義務を負う。

利用者は、製品を消去または返却するまでは、本同意書を遵守する義務を負うものとする。
5. 利用者は画像データを内部利用に限り使用または改変を行うことができる。また派生製品または付加価値製品を内部利用に限り作成することができる。
6. 利用者は内部利用に限り画像データ、派生製品、付加価値製品 (以下「これら製品」) の複製を行うことができる。
7. 利用者は第三者に対し、画像データ及び付加価値製品の販売、賃貸、貸与、配布及びサブライセンスを行ってはならない。
8. 利用者は非営利目的の場合に限り画像データを分解能 30m 以上に加工した上で Includes material © (Year) Planet. All rights reserved. と所有権を明示した製品を配布することができる。
9. 利用者は非営利目的の場合に限り画像データを Includes material © (Year) Planet. All rights reserved. と所有権を明示した上でインターネットサイトにアップロードすることができる。但し、第三者がこれら製品に直接アクセスしダウンロードをすることが不可能となる措置を講じなければならない。
10. 利用者は派生製品を販売してはならない。ただし非営利目的の場合に限り Includes material

© (Year) Planet. All rights reserved.と所有権を明示した上で配布することができる。

11. 利用者は画像データ及び付加価値製品に施されたデータ保護機能の削除、改変等を行ってはならない。
12. 利用者は画像データ及び付加価値製品に記載されたまたは含まれる所有権表示の削除、改変を行ってはならない。
13. 利用者は派生製品を利活用する為に Planet の商標を付け替えた利用技術または類似の利用技術を第三者に対して提供してはならない。
14. 利用者は外部委託事業者に対し、本同意書に記名、捺印を行わせた上で SNET に提出することを条件として、これら製品を利用させることができる。尚、外部委託事業者の本同意書に対する違反は全て利用者の責に帰するものとする。
15. 利用者は本同意書で許可された範囲を逸脱して、これら製品を使用してはならない。
16. これら製品に関しては、その商品性、利用目的への適合性、他の製品への非干渉性、権利不侵害性等に関して Planet 及び SNET はいかなる保証も行わず、何らかの不具合・不都合が生じたとしても一切の責任を負わないものとする。
17. Planet 及び SNET は利用者に対する全ての法的責任から免責となるものとする。
18. 利用者が本同意書に違反し、その結果 Planet または SNET に損害が生じた場合には、利用者はその全ての損害賠償の責を負うものとする。
19. Planet は利用者に対し本同意書の条件を直接執行する権利を有するものとする。
20. 画像データの使用にあたっては、利用者は日本法、米国法、カナダ法、ドイツ法、オランダ法を含むすべての適用法を遵守しなければならない。上記には米国 Foreign Corrupt Practice Act（海外腐敗行為防止法）及び米国財務省、米国商務省による経済制裁も含まれる。以上に関わらず利用者は画像データ及び画像データを基に作製された製品について以下の内容を保証しなければならない。
 - (i) 直接、間接を問わず Embargoed Jurisdiction または Sanctioned Person との商取引に関わらないこと。Embargoed Jurisdiction とは米国政府が商取引、投資を禁じている国で現在はクリミア自治共和国、キューバ、イラン、朝鮮民主主義人民共和国、シリア（国名については随時変化する可能性がある）である。Sanctioned Person とは国連制裁国、米国禁輸国、テロ支援国の政府関係機関及び関連企業等の個人・法人等で SDN (Specially Designated Nationals and Blocked Persons) リストに掲載されたものである。
 - (ii) 直接、間接を問わず適用法に違反した輸出または再輸出を行わないこと。
 - (iii) 違法な目的に使用しないこと。
21. 本同意書の内容に疑義が生じた場合、利用者は都度株式会社衛星ネットワークに確認をしなければならない。

（署名、捺印は次ページ）

利用者（法人名）：

住所：

部署：

役職：

氏名：

印